

2014年6月2日

原子力規制委員会委員長 田中俊一殿
原子力規制庁長官 池田克彦殿

申し入れ

私たちは原子力規制委員会ならびに規制庁に対し以下申し入れます。

1. 福井地裁大飯判決を厳粛に受け止め、適合性審査のあり方を根本的に見直すこと。
(ア)規制委員会は、国民の生命・生活の安全に責任を持つ立場を明確にすること。
(イ)審査を中止し、規制基準の見直しをおこなうこと。
「楽観的見通しに立つ脆弱な技術・設備」と指摘され、「科学的知見による審査」に対して重大な疑問が投げかけられている以上、規制委員会は「判決の影響はない。科学的知見による審査を行う」というだけでは済まされない。耐震設計、基準地震動、耐震重要度分類、共通原因故障などの諸点について根本的な再検討を行うこと。
2. 規制基準における住民への被ばくに係る「立地審査指針」を明確にし、広域避難計画の実効性に係る責任の所在を明らかにすること。
3. 原発事故による国民の被害に対して法的責任を含めて誰がどのように責任を持つのか、責任の所在とその階層を明らかにすること。
4. 原発の輸出に係る安全審査の体制をつくること。

小野有五（泊原発の廃炉をめざす会）
蔦川正義（原発なくそう！九州玄海訴訟原告団）
大石光伸（東海第二原発訴訟原告団）
河合弘之（脱原発弁護団全国連絡会代表）